

# みんなの国民年金特集

## 国民年金には国民全員が加入します

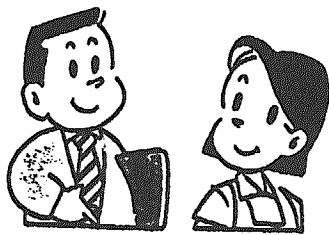
### 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で厚生年金や共済組合に加入していない方。農林漁業・商業・サービス業などの自営業や自由業の人、無職の人、学生と以上の方の配偶者が該当します。



### 第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマンやOLの方。



### 第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方。

※「扶養されている」とは、健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれている配偶者です。  
 ※妻（いわゆる奥さん）の場合が多いのですが、夫が妻に扶養されている場合には、夫が第3号被保険者です。  
 ※妻でも、共働きなどで厚生年金などに加入していれば第2号被保険者ですし、自営業などで収入が多く扶養されていない場合には、第1号被保険者になります。



### 保険料は

月額 10,500円

- 第1号被保険者の保険料です。第2号被保険者はそれぞれの年金制度から、第3号被保険者は扶養者が加入しているそれぞれの年金制度から国民年金制度に対して支払われるので、保険料を個別に納める必要はありません。
- 保険料は、必要な財源を保つために物価にスライドして毎年改定されます。
- 第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は、月額 400円の付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金に上積みした付加年金を受けることができます。

### 保険料の納め忘れはありませんか？

保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けめためには、この間に最低25年以上保険料を納める必要があります（ただし免除期間を計算に入れることができます）。

### 保険料を納められないとき

40年間という長い年月のうちには、病気や生活の困難などやむをえない理由で保険料を納められないことが考えられます。免除の申請をすることができますので窓口までご相談ください。保険料を未納のままにしておくと、将来年金を受けられない場合がありますが、免除が承認されるとその期間は年金を受けるための資格期間として算入されます。ただし、年金額の計算ではその期間分を1/2に減額することになります。

### 保険料の納付は 便利な口座振替で！

口座振替を利用すれば、毎月振り込む手間が省けるばかりか、納め忘れもなく安心です。

#### 手続きに必要なもの

- ①預金通帳
- ②届出印
- ③保険料納付書

これらをお持ちになり、金融機関の窓口にある申し込み用紙に必要事項を記入して手続きします。

### 学生のみなさんも強制加入に

### 加入手続きは早目に！

- 平成3年4月前までは任意加入だった20歳以上の学生のみなさんも、現在では必ず国民年金に加入しなければなりません。昼間部の大学生、短期大学や各種専門学校の学生は、自営業の人などと同様、第1号被保険者となります。
- 加入すると、万一在学中に病気や交通事故等によるけがで障害者になったときでも、障害基礎年金を受けられます。
- 経済的な理由などから、保険料の納付が困難な場合には、保険料の特別の免除基準が定められています。
- 学生本人の住民票がある市区町村の国民年金担当窓口へ届出してください。
- 加入手続きは、父母の方等代理の方が代行することもできます。

## 老齢基礎年金

65歳になったときから支給されます

### 保険料を25年以上納めたらもらえる

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた人で、国民年金に加入して保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある方に、65歳から支給されます。年金を受けるために最低必要な資格期間の25年と、満額の年金を受けるために必要な年数である加入可能年数の40年は、生年月日に応じて右の表のように短縮されます。

#### ●資格期間・加入可能年数早見表

生年月日	年齢	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日		30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日		31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日		32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日		33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日		34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日		35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日		36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日		37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日		38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年	
昭和16年4月2日以降	40年	

### 年金額は

737,300円（年額）です

ただし、この額は、左の表の加入可能年数の全期間について保険料を納めた場合の支給額です。

保険料の納め忘れなどで加入可能年数に満たない場合は、次の計算式によって減額されます。

#### ★年金額計算式

$$737,300円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

付加保険料を納めている方には、次の額が上積みされます（任意加入被保険者を含む第1号被保険者のみ）。

$$200円 \times (\text{付加保険料を納めた月数})$$

## 障害基礎年金

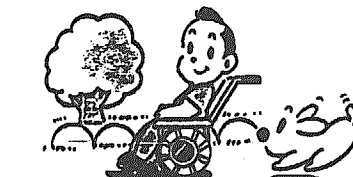
障害者になったときに支給されます

国民年金に加入している間などに病気やけがをし、障害が残った場合に支給されます。

で障害者になった人にも、20歳から障害基礎年金が支給されます。

年金額は 1級 921,600円  
2級 737,300円

ただし、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の1/2以上あるか、最近の1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。また、20歳になる前の病気やけが



一緒に生活をしている18歳未満（障害がある場合は20歳未満）の子があるときは、次の額が加算されます。

子の数	加算額
1人目・2人目	各 212,500円
3人目以降	各 70,800円

## 遺族基礎年金

一家の働き手を亡くしたときに支給されます。

年金を受ける条件	妻が受けるとき	子が受けるとき
	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、一緒に生活している18歳未満（障害のある子は20歳未満）の子がある妻に支給されます。	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（父や母）が亡くなり、18歳未満（障害のある子は20歳未満）の子だけが残されたときにその子に支給されます。

年金額は 737,300円

加入者が亡くなった場合、加入者が保険料を納めた期間（保険料免除期間含む）が、加入期間の1/2以上あるか、最近の1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

18歳（障害者は20歳）未満の子の人数によって加算額がプラスされます。

#### 子のある妻が受ける場合

子の数	加算額
1人目・2人目	各 212,500円
3人目以降	各 70,800円

#### 子が受ける場合

子の数	加算額
1人目（本人）	加算なし
2人目	212,500円
3人目以降	各 70,800円